

8－3 販売（消費）数量

(1) 酒類販売（消費）数量

区 分	酒 類 製 造 者 の 移 出 数 量					販売業者の販売数量		令和6年3月31日現在 販売業者の手持数量	消費者に對する 販売数量計 ①＋②
	製造場 (課税)	製造場の 支 店 等	卸売業者	小売業者	消費者 ①	販売業者	消費者 ②		
清 酒	kL X	kL X	kL X	kL X	kL X	kL 1,463	kL X	kL 482	kL 1,169
合 成 清 酒	－	－	－	－	－	78	123	56	123
連 続 式 蒸 留 焼 酎	X	X	X	X	X	2,140	X	141	1,358
単 式 蒸 留 焼 酎	3	2,627	8,134	2,111	426	16,104	9,881	1,749	10,307
み り ん	－	－	－	－	－	795	541	126	541
ビ ー ル	X	20,450	4,038	130	817	71,324	27,224	15,310	28,041
果 実 酒	X	X	－	X	X	4,098	X	655	4,286
甘 味 果 実 酒	－	－	X	7	X	672	X	28	219
ウ イ ス キ ー	X	X	X	X	X	4,533	X	313	2,253
ブ ラ ン デ ー	X	X	X	X	X	71	X	14	47
発 泡 酒	X	6,933	803	39	95	45,662	17,819	13,186	17,914
原料用アルコール・スピリッツ	4	22	67	15	X	31,572	X	8,424	13,484
リ キ ュ ー ル	23	4,589	665	50	765	73,562	38,663	11,253	39,428
そ の 他 の 醸 造 酒	X	X	X	X	X	8,070	X	319	5,364
粉 末 酒 ・ 雑 酒									
合 計	39	34,630	13,793	2,408	2,427	260,145	122,106	52,055	124,533

調査期間等：令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に販売された酒類について、酒類製造者又は酒類販売業者から提出された「移出数量明細書」又は「酒類の販売数量等報告書」に基づき作成したものである。

(2) 酒類販売（消費）数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	焼 酎	ビ ー ル	その他の酒類	合 計
	kl	kl	kl	kl	kl	kl
令 和 元 年 度	952	107	12,012	19,725	76,718	109,514
令 和 2 年 度	1,068	93	11,082	20,053	78,826	111,124
令 和 3 年 度	1,347	79	12,920	20,758	82,909	118,014
令 和 4 年 度	1,276	151	12,695	27,928	93,707	135,759
令 和 5 年 度	1,169	123	11,665	28,041	83,536	124,533

(注) 1 この表は「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を累年比較したものである。

2 「焼酎」の販売数量は、連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎の合計である。

541

(3) 税務署別酒類販売（消費）数量

税 務 署 名	清 酒	合成清酒	連続式蒸留 焼 酎	単式蒸留 焼 酎	みりん	ビール	果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	発 泡 酒	原料用アルコール ・スピリッツ	リキュール	その他	合 計	税 務 署 名
那 覇	KL 388	KL 19	KL 515	KL 3,517	KL 182	KL 9,326	KL 1,014	KL 51	KL 760	KL 13	KL 5,807	KL 4,102	KL 12,929	KL 1,504	KL 40,127	那 覇
宮 古 島	96	2	161	500	19	1,900	1,190	5	114	2	864	636	1,645	290	7,426	宮 古 島
石 垣	46	6	67	611	34	1,739	143	4	119	1	710	352	1,819	352	6,003	石 垣
北 那 覇	210	80	220	1,786	154	5,016	881	70	430	9	3,295	2,561	6,830	1,086	22,627	北 那 覇
名 護	90	5	81	974	29	2,864	209	9	166	2	1,670	1,252	4,293	255	11,901	名 護
沖 縄	339	10	314	2,918	122	7,196	849	79	665	20	5,569	4,581	11,911	1,876	36,450	沖 縄
							541									
総 計	1,169	123	1,358	10,307	541	28,041	4,286	219	2,253	47	17,914	13,484	39,428	5,364	124,533	総 計

(注) 1 この表は、「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を税務署別に示したものである。
2 「その他」欄は、その他の醸造酒、粉末酒及び雑酒の合計を示したものである。

8－4 免許場数

(1) 製造免許場数

酒類の種類		前年度末 免許場数	新 免許場数	規 免取消場数	許 免減場数	本 年 度 末 免 許 場 数												休 造	合計 (A)	(A)のうち 試験のための 免許場数	本年度末 製造場数	本年度末 製造者数	
						6 kL未満	6 kL以上	10kL以上	60kL以上	100kL以上	200kL以上	500kL以上	1,000kL以上	2,000kL以上	5,000kL以上	10,000kL以上							
清 酒		場 4	場 －	場 －	場 1	場 3	場 －	場 －	場 －	場 －	場 －	場 －	場 －	場 －	場 －	場 －	場 3	場 2	場 1	者 内 1	者 2		
合 成 清 酒		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	内 ー	ー		
連 続 式 蒸 留 焼 酎		2	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	2	－	1	内 ー	2	
単 式 蒸 留 焼 酎		53	－	－	2	9	1	19	6	4	5	2	3	－	－	－	2	51	6	51	内 3	48	
み り ん		－	－	－	－	－	541	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	内 ー	ー		
ビ ー ル		16	1	1	－	9	－	4	1	－	－	－	－	－	－	1	1	16	5	8	内 3	13	
果 実 酒		7	2	1	－	6	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	1	8	4	3	内 2	6	
甘 味 果 実 酒		6	1	－	1	4	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	1	6	2	1	内 1	6	
ウ イ ス キ ー		10	1	－	－	2	－	－	1	2	－	－	－	－	－	－	6	11	1	－	内 1	11	
ブ ラ ン デ ー		7	－	3	2	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2	1	－	内 1	2	
原 料 用 ア ル コ ー ル		26	－	－	－	7	2	4	3	－	1	－	－	－	－	－	9	26	1	－	内 1	26	
発 泡 酒		21	4	1	－	12	4	5	－	－	－	－	－	－	1	－	2	24	4	12	内 2	19	
そ の 他 の 醸 造 酒		2	1	－	1	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2	2	－	内 1	2	
ス ビ リ ッ ツ		27	1	－	2	15	2	5	－	－	1	－	－	－	－	－	3	26	5	3	内 2	23	
リ キ ュ ー ル		35	1	－	－	11	6	3	3	1	1	1	－	－	1	－	9	36	3	7	内 2	32	
粉 末 酒		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	内 ー	ー		
雑 酒		1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	内 ー	ー		
合 計		217	12	7	9	82	16	41	15	7	8	3	3	－	2	1	35	213	36	87	内 20	192	
各酒類 を通じた もの	令 和 3 年 度					17	10	24	4	5	5	2	5	1	－	1	3	77	10		内 4	67	
	令 和 4 年 度					19	8	25	8	4	4	4	3	1	－	1	6	83	10		内 4	71	
	令 和 5 年 度					23	6	26	8	6	5	3	5	－	－	1	4	87	8		内 3	74	

調査対象等：令和6年3月31日現在において、酒税法第7条の規定に基づく酒類の製造免許を有する製造場について、令和5年度内における製造数量別に示した。

(注) 1 場数は、製造免許を付与している酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれを1場として掲げた。ただし、「本年度末製造場数」欄については1製造場で2以上の酒類の製造免許を受けている場合には、年度内における製造数量の最も多い酒類の欄にのみ1場として掲げた。

2 「各酒類を通じたもの」行には、1製造場ごとに、当該製造場における合計数量に基づいて区分し1場として掲げた。

3 「本年度末製造者数」欄には、本店（本店につき製造免許の有無を問わない）の所在地において種類ごとに一人として計上した。

4 「本年度末製造者数」欄の内書は、試験又は祭し用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造場を有する非営業製造者である。

(2) みなし製造場数

酒類の種類	びん詰のためのもの		販売の 便宜の ためのもの	輸出の ためのもの	その他のもの		計	うち 実蔵置場数
	自己の 製造した 酒類の びん詰場	共同の びん詰場			設置許可 を受けたもの	設置許可 を受けな いもの		
清酒	場 -	場 -	場 -	場 3	場 -	場 -	場 3	場 -
合成清酒	-	-	-	3	-	-	3	-
連続式蒸留焼酎	-	-	-	3	-	-	3	-
単式蒸留焼酎	3	2	-	3	18	-	26	23
みりん	-	-	-	-	-	-	541	-
ビール	-	-	-	4	-	-	4	2
果実酒	-	-	-	4	-	-	4	-
甘味果実酒	-	-	-	4	-	-	4	-
ウイスキー	-	-	-	4	7	-	11	2
ブランデー	-	-	-	4	6	-	10	-
原料用 アルコール	1	-	-	3	12	-	16	-
発泡酒	-	-	-	3	-	-	3	-
その他の醸造酒	-	-	-	3	-	-	3	-
スピリッツ	3	1	-	3	13	-	20	-
リキュール	1	1	-	4	15	-	21	-
粉末酒	-	-	-	3	-	-	3	-
雑酒	-	-	-	3	-	-	3	-
合計	8	4	-	56	71	-	139	27
うち実蔵置場数	3	2	-	4	18	-	27	

調査対象等：酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた蔵置場を示した。

調査時点：令和6年3月31日

用語の説明：1 「酒母」とは、①酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、②酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの並びに③これらにこうじを混和したものをいう。

2 「もろみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こし又は蒸留する前のものをいう。

連続式蒸留機の設備を有する製造場数	
製造場数	基数
場 -	基 -

酒母及びもろみの製造場数		
区分	製造場数	
		うち休造場数
酒母	場 2	場 -
もろみ	7	-

(3) 販売業免許場数

区 分		本 年 度 末 販 売 場 数 （ A ）			（ A ） の うち 1 年 以 上 引 続 き 休 止 し て い る 販 売 場 数	本 年 度 末 販 売 業 者 数
		卸 売 に 限 る 旨 の 条 件 が 付 さ れ て	販 売 方 法 に 条 件 が 付 さ れ て い な い も の	計		
販 卸 売 売 方 に 法 限 に る 条 旨 件 の 条 件 が 条 件 さ が れ て 付 て さ い な い て も い の る 及 も び の	全	酒 類	場 4	場 635	場 639	場 140
	ビ	ー ル	-	3	3	-
	洋	酒	9	28	37	1
	輸 出 入	酒 類	30	25	55	1
	店 頭 販 売	酒 類	-	1	1	-
	-	-	-	-	-	-
	自 己 商 標	酒 類	-	21	21	1
	自 製 酒 類	清 酒 ・ み り ん	-	1	1	-
		合 成 清 酒 ・ 焼 酎	-	18	18	-
		ビ ー ル	-	2	2	-
		洋 酒	-	3	3	-
		計	-	24	24	-
	そ の 他 の 酒 類		-	7	7	-
	合 計		43	744	787	143
	合 計 の	小 売 業 者 の 共 同 購 入 機 関	-	-	-	-
		卸 売 業 者 の 共 同 購 入 機 関	-	-	-	-
		製 造 者 の 共 同 販 売 機 関	-	-	-	-
販 売 条 件 方 法 が 付 に 小 売 に 限 る も 旨 の	全 酒 類	一 般 の も の			2,395	113
		特 殊 の も の			1	-
		計			2,396	113
	そ の 他 の 酒 類	一 般 の も の			63	5
		特 殊 の も の			-	-
		通 信 販 売 だ け の も の			43	4
		計			106	9
	合 計				2,502	122
	媒 介 業				14	-
	代 理 業				-	-

調査時点：令和6年3月31日

- 用語の説明：
- 1 「媒介業」とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。
 - 2 「代理業」とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。
なお、1、2とも営利を目的とするかどうかは問わない。
 - 3 「販売場数」欄は、免許に付される条件により区分した場数を掲げている。
 - 4 「販売業者数」欄は、営業の実態により区分した者数を掲げている。

(4) 税務署別免許場数

税務署名	製造免許場数																												販売業免許場数				税務署名									
	清酒		合成清酒		連続式蒸留焼酎		単式蒸留焼酎		みりん		ビール		果実酒		甘味果実酒		ウイスキー		ブランデー		原料用アルコール		発泡酒		その他の醸造酒		スピリッツ		リキュール		粉末酒			雑酒		合計		酒類卸売業		酒類小売業		
	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数		免許場数	製造場数	販売場数	販売業者数	販売場数	販売業者数			
那覇							7	7			3	2	1	1			2					5		7	4			3		8	3					36	17	197	137	792	456	那覇
宮古島							6	6			1											1	1			2		2	1					12	8	51	34	136	83	宮古島		
石垣							11	11			2	2	1		1						5		1				3		4	1					28	14	58	36	178	134	石垣	
北那覇	1						7	7			1		1		1						5		3	2			6	2	5					30	11	154	95	408	295	北那覇		
名護	-	-	-	-	-	-	###	13			4	2	3	2	2		4		1		6		6	2	1		8	1	12	2					61	22	155	106	356	259	名護	
沖縄	1	1				2	1	7	7			5	2	2		2	1	5		1		5		6	3	1		4		5					46	15	172	103	632	378	沖縄	
総計	3	1				2	1	51	51			16	8	8	3	6	1	11		2		26		24	12	2		26	3	36	7			213	87	787	511	2,502	1,605	総計		

(注) 1 「(1)製造免許場数」及び「(3)販売業免許場数」の(注)に同じ。